接帯域の両方で共用及び両立性研究を進めるとともに、既存業務を保護するための軽減技術を研究すること。

以下を構成国、ITU-R の部門構成員、準部門構成員及びアカデミアに要請する。

ITU-R に寄与文書を提出することにより、研究に参加すること。

改　　決議第705（WRC-15、改）　70-130kHzの周波数帯で運用する無線業務の相互保護

世界無線通信会議（2015 年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a）　海上業務及び航空業務により使用される無線航行方式を含む各種の無線業務が、70-130kHz の周波数帯で運用していること。

b）　無線航行業務は安全業務であるため、いかなる無線航行方式へも有害な混信が生じないよう、無線通信規則の全ての実務上の手段が取られるものであること。

c）　ITU-R は、90-110kHz の周波数帯の位相パルス無線航行方式の利用者はその周波数帯の外で保護を受けないにもかかわらず、占有周波数帯幅の外の信号から利益を受けることがあり得ることに留意していること。

ITU-R の研究は、

以下に留意し、

－　70-90kHz 及び 110-130kHz の周波数帯の持続電波無線航行方式については、保護比は 3dB 低下の受信機通過帯域幅±7Hz 内において 15dB であること。

－　位相パルス無線航行方式は、90-110kHz の周波数帯において 15dB の保護比を必要とすること。

－　これらのパルス無線航行方式は、希望信号と干渉信号との周波数差 10-15kHz 及び 15-20kHz に対し、それぞれ 5dB 及び 0dB の保護比で良いことを示していること。

以下に更に留意し、

ITU-R は、90-110kHz の周波数帯で無線航行方式を運用する主管庁と非常に高い安定度の発射を使用して 70-130kHz の周波数帯で他の方式を運用する当局との間の情報の交換を勧告していること。

以下を認め、

a）　70-90kHz 及び 110-130kHz の周波数帯で運用する無線航行以外の無線業務は、影響を受けることがある重要な機能を果たしていること。

b）　第 4.5 号、第 4.10 号、第 5.60 号及び第 5.62 号の規定

主管庁は、

以下を決議し、

1　70-90kHz、90-110kHz 及び 110-130kHz の周波数帯の業務に周波数を割り当てる場合には、周波数分配表に従って運用する他の局に対する潜在的な相互妨害を考慮し、保護的措置を講ずること。

2　ITU-R の関係勧告を使用すること。また、潜在的な混信問題を防ぐ助けとするため、90-110kHz の周波数帯で無線航行方式を運用する主管庁と非常に高い安定度の発射を使用して 70-130kHz の周波数帯で他の方式を運用する主管庁との間の情報の交換を奨励すること。

3　90-110kHz の周波数帯を使用する無線航行方式の運用者と 70-130kHz の周波数帯を使用する他の方式の運用者との間の協議を国内的にも国際的にも奨励すること。

以下を ITU-R に要請する。

この問題における研究、特に、分配された周波数帯における両立性のある運用を可能とするための技術基準及び標準の作成を続けること。

改　　決議第739（WRC-15、改）　特定の隣接及び近接周波数帯における電波天文業務と能動宇宙業務との間の両立性

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a）　隣接又は近接した一次業務への分配が、電波天文業務並びに固定衛星業務（FSS）、無線航行衛星業務（RNSS）、移動衛星業務（MSS）及び放送衛星業務（BSS）のような様々な宇宙業務（以下「能動宇宙業務」という。）に対して行われていること。

b）　多くの場合において、電波天文業務（RAS）によって使用される周波数は自然の法則によって定められた周波数において電波発射を生ずる自然現象を研究する目的で選択されているため、混信の問題を回避又は緩和するために周波数を移すことは不可能であろうこと。

c）　ITU-R 報告 SM.2091 は、能動宇宙業務と電波天文業務の周波数帯の組合せの間の両立性の研究を行うための方法及びその結果を記録するための枠組みを提供していること。

d）　ITU-R 報告 SM.2091 は、特定の隣接及び近接周波数帯における電波天文業務と能動宇宙業務との間の両立性の研究結果も提供していること。

e）　主管庁間の適切な協議が、革新的な解決法の開発及びシステムの迅速な展開につながる可能性があること。

f）　技術上又は運用上の理由により、特定の周波数帯において能動業務から RAS を保護するためには、付録第３号における一般制限値よりも厳しいスプリアス発射の制限値が必要とされる可能性があること。

以下に留意し、

a）　技術審査を行うという追加の負担を無線通信局に対して課すべきではないこと。

b）　この決議に記載する協議手続は、無線通信局に対して追加の負担を課さないであろうこと。

c）　ITU-R 勧告 M.1583 の規定は、MSS 又は RNSS の非静止（non-GSO）衛星システムから電波天文局に対しての不要発射により生ずる混信の計算のために、等価電力束密度（epfd）の概念に基づいた方法を提供していること。

d）　ITU-R 勧告 S.1586 の規定は、FSS の non-GSO システムから電波天文局に対しての不要発射により生ずる混信の計算のために、epfd の概念に基づいた方法を提供していること。

e）　これらの勧告によって述べられている方法は、BSS における non-GSO システムの研究にも使用できる可能性があること。

f）　ITU-R 勧告 RA.1631 の規定は、epfd の概念に基づき、non-GSO システムと RAS 局との間の両立性の検討に使用する、アンテナパターンを提供していること。

g）　ITU-R 勧告 RA.1513 の規定は、電波天文観測が容認できるデータ損失レベルを提供しており、特に、システムにより生ずるデータ損失率は 2%未満であるべきことを記述していること。

h）　ITU-R 報告 SM.2091 に記述されている結果の幾つかは、協議手続を開始するための閾値として使用できること。

i）　関係主管庁間の成功した協議の結果は、能動及び電波天文双方の業務の利益が考慮されることを確保するであろうこと。

j）　電波天文局を混信から保護するために能動宇宙業務が執る措置の結果として、当該業務のコストの増大若しくは機能の低下又はその両方が生ずる可能性があること。

k）　逆に、上記の措置を執らないことにより、関係する電波天文局の運用コストの増大及び運用有効性の低下が生ずる可能性があること。

l）　電波天文局における追加の混信低減措置の実施により、運用コストが増大して運用有効性